

令和7年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月12日(水) 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

委 員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈		

欠 席

18番 中谷 徳善 19番 小山内 清人

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第11号 競売公売買受適格者の証明について

議案第12号 地域計画における目標地図素案の提出について

議案第13号 令和7年事業計画(案)及び令和7年農作業労働賃金等標準額について

報告第 3号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第 4号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請の取下げについて

報告第 5号 令和6年賃借料情報について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 7 年第 2 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会 の 在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、7 番 外崎高逸 (とのさきこういつ) 委員、8 番 乗田栄一 (のりたえいいち) 委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、秋村金木支所長、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和 7 年 1 月 28 日午前 9 時 30 分から、市役所 2 階会議室においてあっせん委員会を行い、福士 浩樹 推進委員と事務局であっせんにあたり、3 条有償移転事業 8 件、あおもり農業支援センター事業 6 件を適正に処理しました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転10件、賃貸借権設定1件です。2ページをご覧ください。

1番 大字一野坪字馬繫場、田2筆、合計2,290 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額550,000円の有償移転です。

2番 大字飯詰字朝日沢田、田2筆、合計3,004 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額200,000円の有償移転です。

3番 大字高野字柳田、田4筆、合計11,771 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,360,000円の有償移転です。

4番 大字高野字北原ほか、田2筆、合計4,970 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,000,000円の有償移転です。

5番 大字長富字二之沢添、田1筆、2,963 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額900,000円の有償移転です。

6番 大字毘沙門字中熊石、田6筆、合計11,512 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,500,000円の有償移転です。

7番 金木町玉水ほか、田3筆、合計9,215 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額500,000円の有償移転です。

8番 相内実取、田1筆、4,174 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,100,000円の有償移転です。

9番 大字姥菴字桜木、畑1筆、709 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額70,000円の有償移転です。

10番 大字羽野木沢字隈無、畑1筆、3,108 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

11番 大字神山字野岸、畑1筆、157 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

12番 大字浅井字西広ほか、田7筆、畑4筆、合計23,707 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

13番 大字俵元字松代ほか、田7筆、畑6筆、合計16,390 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

14番 大字羽野木沢字実吉、田1筆、157 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

15番 金木町喜良市千苺、畑1筆、5,724 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額20,000円の有償移転です。

16番 金木町芦野、畑1筆、954 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

17番 金木町嘉瀬駒留、田4筆、合計12,219 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

中泊町の農地15,109 m²との交換移転です。

18番 相内ほか、田17筆、畑4筆、合計52,890 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

親から子への一括贈与による無償移転です。

19番 相内桂川、田1筆、6,272㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
番号20番との交換移転です。

20番 十三土佐、田1筆、5,169㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
番号19番との交換移転です。

21番 大字水野尾字宮井ほか、田18筆、合計39,069㎡
貸付人、借受人は記載のとおりです。
10aあたりJA概算金2.5俵の賃貸借です。

議長 議案第8号についての説明が終わりました。
はじめに、所有権移転2番及び貸借権設定21番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転2番及び貸借権設定21番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転2番及び貸借権設定21番以外について原案のとおり許可いたします。
つづきまして、所有権移転2番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、6番 鳴海正(なるみただし)委員には退席をお願いいたします。

鳴海委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご意義がないようですので、所有権移転2番について原案のとおり決定いた

します。

6番 鳴海正（なるみただし）委員の入室を許可いたします。

鳴海委員 （入 室）

議 長 つづきまして、貸借権設定21番については私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は柳原委員にお願いいたします。

（議長交代）

森 会長 （退 席）

柳原委員 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

柳原委員 ご質問がないようですので、貸借権設定21番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （な し）

柳原委員 ご意義がないようですので、貸借権設定21番について原案のとおり決定いたします。

森義博（もりよしひろ）会長の入室を許可いたします。

（議長交代）

議 長 つづきまして、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 15ページをご覧ください。

議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規程により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定84件、所有権移転13件です。

16ページ利用権設定番号1番から61ページ78番までの78件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第18条調

査書のとおり、各要件を満たしております。

62ページ一括方式番号79番から64ページ84番までの6件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

65ページ所有権移転番号1番から72ページ13番までの13件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」の農地売買等事業によるものです。

議長 議案第9号についての説明が終わりました。
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。
はじめに、利用権設定3番及び4番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定3番及び4番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定3番及び4番以外について原案のとおり決定いたします。
つづきまして、利用権設定3番及び4番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、14番佐藤敬道(さとうたかみち)委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定3番及び4番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定3番及び4番について原案のとおり

決定いたします。

14番 佐藤敬道（さとうたかみち）委員の入室を許可いたします。

佐藤委員 （入室）

議長 つづきまして、議案第10号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 73ページをご覧ください。

議案第10号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、受け手変更による促進計画1件です。

74ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字前田野目字犬走、畑1筆、4,099㎡、期間は3年で権利の種類は賃貸借です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接しているためです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

議長 議案第10号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 （なし）

議長 ご質問がないようですので、議案第10号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 （異議なしの声あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第10号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第11号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 75ページをご覧下さい。

議案第 11 号「競売公売買受適格者の証明について」であります。

農地法第 3 条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。

件数は 1 件です。

1 番 大字藻川字光菴、田 2 筆、合計 9,564 m²、最低公売価格は 1,912,800 円、所有者、願出人は記載のとおりです。

入札日は令和 7 年 2 月 20 日、願出人の耕作面積は、95,794 m²、労働力の状況は、男 2 人、女 1 人です。

いずれの競売公売物件についても、利用権設定はございません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター 3 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、コンバイン 2 台、農用自動車 2 台、年間の従事日数は 200 日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議長 議案第 11 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第 11 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 11 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 12 号「地域計画における目標地図素案の提出について」を議題とします。

参与より、説明願います。

参与 76 ページをご覧ください。

議案第 12 号「地域計画における目標地図素案の提出について」であります。
目標地図の素案について、五所川原市に提出したいので、農業委員会の決定を求めるものです。

提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項の規定により、同法第 19 条第 3 項に規定する地図の素案を作成したので、五所川原市に提出することについて、議決を求めるものであります。

内容としましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化され、地域計画では、地域における農業の将来の在り方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るため、令和7年3月までに計画を策定することを義務付けられています。

農業経営基盤強化促進法第20条第1項では、市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し地域計画のうち、地図の素案を作成し、市町村へ提出を求めるものとする定められており、市から地域計画の地図の素案の提出を求められているところです。

委員の皆様にもご協力いただいた農業経営の意向調査や、昨年11月に開催した地域計画に係る集落座談会において協議された内容を参考に、人・農地プランの地区数と同様の6地区で17枚に分けて地図を作成しております。作成した目標地図の素案は77ページから93ページをご参照ください。

簡単に説明しますと、地図に色付けされている農地が規模拡大または現状維持の担い手で、地域計画でいうところの「農業を担う者」に位置づけられます。規模縮小または離農意向と回答した農地も座談会で協議した担い手に割り当てています。斜線が引かれている農地は担い手が複数設定されている農地で、赤色で塗られ波線が引かれている農地は担い手を位置づけられなかった農地、色がついていない農地は意向聴取ができていない農地となっています。

こちらを目標地図の素案として、市へ提出することとしたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

議長 議案第12号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願ひいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第12号について原案のとおり承認し、五所川原市に提出することに決定いたします。

つづきまして、議案第13号「令和7年事業計画(案)及び令和7年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 94ページをご覧ください。

議案第13号「令和7年農業委員会事業計画(案)及び令和7年農作業労働賃金等標準額について」であります。令和7年五所川原市農業委員会事業計画

及び令和7年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を
求めるものです。

提案理由は、農業委員会等に関する法律、第6条に規定する事務を執行する
ため、本会の承認を求めるものです。

95ページをご覧ください。

令和7年五所川原市農業委員会事業計画（案）です。

I 基本方針、われわれ農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚
を持ち、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた「農地等の利
用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員、そし
て農地中間管理機構が連携し、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な
資源である農地の有効利用を図りながら豊かな農村環境を形成すること
を目的に取り組むものとします。

続いて、事業計画です。

1. 土地対策（1）農地の有効利用としまして、

- ① 農地制度の着実な実施に向けて、制度の普及啓発に取り組むとともに、
審議の公平性、公正性、透明性をより高め、優良農地の確保と有効利用に
全力で取り組む。
- ② 一般企業の農地の貸借による農業への参入にあたり、農地の効率的かつ
総合的な利用に支障を生じさせないため、厳格な審査と適正利用の監視強
化に努める。
- ③ 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資する
よう農用地区域内にある農地について、その農地の農業上の利用を確保す
るため、所有権の移転等のあっせん事業により、農地の流動化を図る。
- ④ 「公益社団法人あおもり農業支援センター」が行っている農地中間管理
事業の業務委託を受け、地域計画に基づいた農地の貸借を促進する。

（2）農地パトロールの強化と遊休農地利用の増進

（3）農地台帳の整備

農地の利用状況、権利関係等を速やかに調査し、最新の情報を管理する。

2. 人と経営対策としまして、

（1）「地域計画」に基づく取り組み

令和7年3月に策定・公表される「地域計画」に基づき、農地の集積・
集約化や新規就農者等の担い手確保を推進する。また、農業経営の安定と
農業の持続的発展に寄与するため、農地所有者への意向調査や、地域座談
会等での農地情報の提供などの取り組みを積極的に行い、市農林政策課と連
携し、より完成度の高い目標地図へ更新する。

（2）経営感覚に優れた農業者の育成

（3）農業者年金業務受託事業

（4）認定農業者等との意見の交換と政策提案

（5）地域に根ざした農政運動の展開

3. 広域対策としまして

- (1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の地区担当制
- (2) 広報活動の推進
- (3) 行動力あふれる農業委員会活動

以上、農業振興の維持・発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員による、行動する農業委員会づくりを推進するため、計画いたしました。

つづいて令和7年農作業労働賃金等標準額について説明いたします。97ページをご覧ください。

農作業労働賃金等標準額は、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。

昨年度からの変更点は、青森県最低賃金が令和6年10月5日より時給898円から953円に改定されたことに伴う農作業労働日雇賃金の改定で、上表の農作業日雇賃金が7,200円から7,700円に増額となりました。下表の農業用機械賃借料は令和6年と同様です。また、機械賃借料にスピードスプレーヤーを追加しました。金額は県内市町村の平均を参考とし算出した金額となります。

議 長 ただいま、説明いたしました議案第13号について、ご質問・ご意見はございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問が無いようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がありませんので、議案第13号について、原案のとおり承認いたします。

以上、議案第8号から議案第13号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。